

令和4年度 第1回焼津市下水道使用料等審議会 会議録

1. 日 時 令和4年6月28日(火) 午後2時～

2. 会 場 焼津市役所 本庁舎1階 会議室1A西

3. 出席者

(委員) 佐藤 和美委員(会長)、大石 康夫委員、岡村 美根子委員、青島 一貴委員、大越 七重委員、岩崎 四郎委員(副会長)、杉木 敏雄委員、藪内 重樹委員、長谷川 寛委員、加藤 義則委員

(事務局) 増田上下水道部長、山内下水道課長、望月計画管理担当係長、山田公共下水道担当主幹、岩辺処理場担当主幹、中村計画管理担当主任主査

4. 傍聴者 なし

5. 議 題

- 委嘱状交付
- 会長、副会長選出
- 諮問(伝達)
- 審議
 - (1) 下水道使用料等審議会について(説明)
 - (2) 下水道使用料等審議会の公開について(説明・審議)
 - (3) 焼津市公共下水道事業の現状と適切な下水道使用料の在り方について(説明)
 - (4) 次回の日程について(説明)

6. 決定事項

- 会長、副会長選出
委員の互選により決定 (会長:佐藤 和美委員、副会長:岩崎 四郎委員)
- 下水道使用料等審議会の公開について
審議の結果、次のとおり決定
 - ・ 審議会は非公開とする
 - ・ 会議録は、答申の後に一括してホームページ等で公開する
 - ・ 公開する会議録の発言者は会長を含め「委員」と表示する
- 使用料改定の必要性

7. 審議内容 別紙のとおり

審議内容

(1) 開会

事務局 本日はお忙しい中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

この後、会長を選任いただくまで進行を務めさせていただきます、焼津市上下水道部下水道課長でございます。よろしくお願いいたします。

なお会議録作成のため当審議会の内容を録音させていただきますことをご承知おきください。

それでは定刻前でございますが、皆様お揃いでございますので、第1回焼津市下水道使用料等審議会を開催させていただきます。

(2) 委嘱状交付

事務局 審議に先立ちまして、市長より審議会委員の委嘱をさせていただきます。

お手元にお配りしております名簿の順にお名前をお呼びいたしますので、その場でお立ちいただき、市長より委嘱状をお受け取りください。

市長 委嘱状。佐藤 和美様、焼津市下水道使用料等審議会委員を委嘱いたします。

令和4年6月28日、焼津市長中野弘道。よろしくお願いいたします。

(以下、委員9人に委嘱状を交付)

(3) 市長挨拶

事務局 続きまして、市長より挨拶を申し上げます。

市長よろしくお願いいたします。

市長 ご紹介いただきました、市長の中野 弘道でございます。

まずは第1回焼津市下水道使用料等審議会に大変お忙しい皆様にお集まりいただきまして、また本審議会の委員をお受けくださりまして、誠にありがとうございます。

当市の下水道事業は、昭和55年の供用開始でございました。40年以上が経過して、老朽化対策と併せて、耐震化を図るための施設の更新が現在急務となっているところでございます。

一方で、節水意識の高まりや、また人口減少によりまして、水需要は減少傾向にございます。下水道の経営環境は厳しさを増してくものと予想されているところでございます。このため令和元年に、下水道の事業を公営企業会計に移行させていただきました。経営の明確化を図るとともに、令和2年度に作成しました焼津市公共下水道事業の経営戦略に基づいた事業運営を現在行っているところでございます。

今回、公営企業会計の移行から、4年目を迎えております。適切な下水道使用料の在り方について、皆様方に検証を行っていただくものでございます。将来にわたって安定的かつ健全なる経営継続のために、委員の皆様の幅広い見識を持ちまして、議論を、またご審議いただきますようお願い申し上げます。私の挨拶とさせていただきます。

本日は大変お忙しい皆様に委員をお引き受けてくださりまして、重ねて御礼申し上げます。

よろしくお願いいたします。

事務局 市長、ありがとうございました。

市長は公務のため、ここで退席させていただきます。

市長 よろしく願いいたします。

(市長退席)

(4) 委員紹介

事務局 焼津市下水道使用料等審議会条例第6条第2項で「審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない」と定めておりますが、本日は委員10名全員にご出席いただいております。会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。

続きましてお手元にお配りしております名簿に従って皆様のご紹介をして参りたいと思います。恐縮でございますが、お名前をお呼びいたしました委員の方は、一言ご挨拶をお願いしたいと思います。

(委員より1人ずつ挨拶)

事務局 委員の皆様ありがとうございました。

僭越ではありますが、ここで職員の紹介をさせていただきます。

(事務局職員より1人ずつ挨拶)

(5) 会長・副会長選出

事務局 審議会条例第5条第1項で「審議会に会長及び副会長それぞれ1人を置き、委員の互選によりこれを定める」とされておりますが、会長及び副会長の選出についていかが取り計らいましょうか。

(委員の互選により決定)

(会長に佐藤委員を推薦する意見があり、総員の賛成により決定。)

(副会長は佐藤会長の指名により総員の賛成を得て決定。)

会 長：佐藤委員

副会長：岩崎委員

(6) 会長挨拶

事務局 それでは、佐藤会長より一言ご挨拶をお願いしたいと思います。

会長 皆様改めましてこんにちは。ただいまご指名いただきました、佐藤でございます。微力ではございますが、委員の皆様、そして事務局の皆様と共に有意義な審議会にしていきたいと思います。よろしくお願いたします。

下水道を利用している私達は、日々の汚水処理や地域の衛生的な環境の保持につきましては、市の下水道事業にお任せをして安心して暮らしております。しかしながら、この下水道事業、生活に直結するインフラなのですが、下水道事業にいろいろな課題があるのも現状でございます。今、私達が享受しているこの恩恵を次世代にも繋いでいかなければなりません。

そういった意味で、皆様のご意見をたくさん賜りまして、ご一緒に焼津市の健全な下水道使用料、下水道事業の運営というものを考えてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いたします。

事務局 ありがとうございました。

(7) 諮問 (伝達)

(退席した市長に代わり、事務局より会長に諮問書を伝達)

(8) 審議

事務局 それでは、これより審議に移らせていただきます。

ここからの進行につきましては、審議会条例第6条の規定に基づきまして、会長をお願いいたします。

議長 それでは、規則の定めに従いまして、議長役を務めさせていただきます。

それでは議事に入らせていただきます。

まず、下水道使用料等審議会について、事務局より説明をお願いします。

事務局 (配布資料の確認)

それでは、次第の3ページ目、焼津市下水道使用料等審議会条例をご覧ください。

焼津市下水道使用料等審議会条例につきましてご説明申し上げます。

第1条におきまして、下水道事業の健全な経営を図るため、焼津市下水道使用料等審議会を置くことを定めております。本条例に基づき、前回平成28年度にも審議会を開催しております。

第2条におきまして、審議会が市長の諮問に応じて、下水道使用料に関することなどを調査及び審議することを定めております。

第3条におきまして、審議会の委員は10名以内とし、学識経験者、公共的団体の役職員、下水道使用者を代表する方で組織することを定めております。

第4条におきまして、委員の任期は委嘱された日から諮問事項についての調査及び審議が終了し、市長に答申する日までと定められております。

第6条におきまして、当審議会は、委員の過半数の出席によって成立し、その議事は出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによるとされております。

以上、条例の概要につきまして説明申し上げます。

続きまして、審議会の公開についてご説明申し上げます。

審議会を開催するにあたり、「審議会の設置及び運用に関する指針」、「焼津市下水道使用料等審議会運営要領」、及び同審議会「傍聴要領」に基づき、本日の会議は傍聴できるものとしたしまして、傍聴席を用意させていただいております。

なお、「焼津市下水道使用料等審議会運営要領」では、必要があると認めるときは、審議会の決定により、これを非公開とすることができるとしております。

審議会を公開して傍聴を認めたり、あるいは審議の途中で会議録を開催することにより、委員の皆様が自由闊達な発言ができない等、公正で円滑な会議の運営が阻害されることのないよう、審議会是非公開として会場に傍聴者を入れることはせず、会議録についても審議会より市長に答申を行った後に一括してホームページ等で公開する方針を考えております。

また、公開する会議録につきましても、発言者のお名前は会長を含め皆様一様に「委員」とのみ表示し、公開いたします。

審議会の公開について事務局の案を説明させていただきました。

なお、審議会委員は、地方公務員法第3条第3項第2号により特別職とされており、同法第4条の規定により、特別職には守秘義務の適用はございませんが、適切な使用料の検討に関する審議でありまして、会議録も最後にまとめて公開する方針としておりますので、それまではこの審議において使用する資料の公開をお控えいただきますようお願い申し上げます。

事務局からは以上となります。

議長 ありがとうございます。ただいま事務局から本審議会の運営につきまして説明がありました。

この審議会の公開につきましては、非公開ということになりますが、皆様よろしいでしょうか。

(委員より異議なしの声)

異議なしとのことですので、当審議会につきましては、これより非公開といたします。

承認いただきましてありがとうございます。

それでは、これから質疑に入りますけれども、質疑に入る前に2点お願いがございます。

まず1点目は、ご発言なさるときには、議長の許可を得てからご発言くださいますようお願いいたします。

そして2点目なのですが、会議録を作成する上で、会議録には皆様のお名前が出てくることはないのですけれども、発言の前に委員の皆様にお名前をおっしゃっていただきたい、というふうをお願いいたします。

さてそれでは、早速議事に入りたいと思います。

まず最初は、公共下水道事業の現状と適切な下水道使用料の在り方について、事務局より説明をよろしくをお願いいたします。

事務局 スライド資料「第1回焼津市下水道使用料等審議会」をもとに説明させていただきます。専門的な用語もたくさん出てまいりますので、補足しながら説明いたします。

(スライド資料「第1回焼津市下水道使用料等審議会」の内容を説明)

(審議会開催の目的、事業の現状分析と課題、焼津市公共下水道事業経営戦略、将来の事業環境と投資・財政計画など)

(途中5分間の休憩を挟む)

事務局からの説明は以上でございます。

議長 ありがとうございます。事業の非常に大変な現状について説明がありました。質問等ございましたらお願いいたします。

委員 確認になるのですが40ページの「汚水にかかる収益と費用」で汚水処理原価が令和2年度で152円となっています。維持管理費96円、資本費56円ということなのですが、18ページの「建設改良事業と維持管理費」で維持管理費についてはほぼ横ばいに推移していると考えてよろしいのかなと思います。建設改良費がグググッと下がってきているのかな、ということですね。この152円というのが建設改良費がグッと下がって、現状で152円というふうに捉えてよろしいのでしょうか。ということは、これから先、更新事業ですとか改良などが行われるわけですが、そういった時にこの令和元年では建設改良費の金額が下がったわけですね。これから先どんなふうにこの汚水処理原価が推移していくのか教えていただきたいということ。

もう一つ40ページの112円の使用料単価なのですが、19ページの「使用料収入」のグラフですと令和元年度が120円になっているふうに見えるのですが、違いを教えてくださいませんか。

事務局 1点目のご質問に関しましては、次回、回答させていただきます。

2点目のご質問ですが、120円と出ております19ページのものにつきましては税込の表記となっている関係で、122円程度と表記をしております。その後に出てきたものに関しましては年度が違うことも一つございます。また、税抜き単価での比較となっておりますので、10円程度の差が発生しております。

整理をいたしますと、19ページでございますグラフについては令和元年度の使用料単価で税込み122.07円、これを税抜きに換算いたしますと112.34円でございます。もう一つお話をしました令和2年度の決算時に基づきます使用料単価につきましては、税抜き単価でございますこちらも同じ金額112円でございます。以上整理をさせていただきます。

委員 ありがとうございます。

議長 他にご質問はございますか。それでは、お願いいたします。

委員 今、基本的にお話いただいているのは、一般家庭でのお話であります。焼津市は水産関係の会社が多いということで、水を基本として使います。また排水・汚水を処理していただくという形で考えますと、ここの点が固定費として上がる、その上がる率がどれぐらいになるのか。

例えば、今2ヶ月に一度、一般家庭の徴収をしています。水産関係の加工企業や加工団地、そういうところが一番主になってくるのですが、他にも公衆浴場の汚水というところで、従量使用料が汚水排除量として、減額として50%を割り引いていただいているということになっておりますけれども、

そうした一般の企業の場合、どのように変わってくるのか。例えば 1,000 m³を超える部分とかそのようなどころが出てくるわけです。かなり経営の方で負担が出てくる。大企業であればいいのですが、焼津市の場合は個人企業が多数あります。

その場合、先ほどの他の委員のお話では 100 何十社あると、そちらへの配慮というか、その方たちが焼津市の基本的な水産事業を、焼津市を支えているという会社でありますので、その辺りのところを考慮した説明が今なかったので、前回の審議会のときも、一番の論点になったのはその部分です。

先ほどの事務局の説明を受けると、もうどう考えても 1 m³あたり 150 円にならないと、下水道使用料収入では、再三、最低限の採算が取れないという話であります。

これが将来的に見ると、前回の時もそうですが、5年後になるとまるっきり違う数字が変わってきてしまう。焼津市は人口減少が要するにかなり落ちています。これは少子化でなくて、人口が減ってきている。本当にその先を見据えたものを答えに出していただいて、この金額という最終的な答弁というものを出していただきたいと思います。それに対して、全ての者が納得するということはできないのですが、ある程度の満足が得られるような金額というものを協議していただけたらと思います。その辺りの実質的な金額というものをこれから第2回・第3回に出していただいて、「こうなるよ」というシミュレーションですか、一般家庭における、また企業におけるものも、私たちも水を扱う仕事ですので、そういうところもどくなるかという。あと、公衆浴場の排水ですね、そういうものもどくなるかということをお次回はぜひ計算上いろいろ出していただきたいなと思います。よろしいでしょうか。

事務局 前回、平成 28 年度に開催された審議会で使用料体系について3つほど案を出した中で検討をいただいたことがあったかと思います。今回も、やはり使用料体系については、シミュレーションを丁寧にさせていただきまして、提案することを考えております。また2回目以降にお示ししたいということをお願いいたします。

委員 事業経営戦略という、冊子がありますね。今、他の委員の話もあったように中身をもっと詰めて話すのかなと思っていました。これはもう第1回のこの冊子を読ませていただいて、なかなか立派な起承転結で、最終的にはこれは上げなくちゃならない。あと他に話す必要がないわけで、あと金額は例えば先ほど、改定の金額が高いか安いかの問題になる。

現実はこの事業の経営ですね、今のやり方・方法というのが一番最適かどうかという部分も含めたところの会合かなと思って私自身は今日やらしてもらおうと思ってたんですけど、なかなか立派な文章を読ましていただいてね、落とすところがちゃんともう使用料改定って言われて金額だけの問題なっちゃってるんですよ。だからこれはこれでなかなか立派なもので私たちも参考にさせていただきますけどね。

その点において、もうちょっといわゆるその具体的な説明をですね、藤枝の方はどうなんだとか、焼津はこういうところが問題でこういうふうに修復してきたんだ、と。今のところ、下水を整備してないところもあると。ただお金がかかるから一度ストップしている、先行きはどんどん人口減少、世帯数も当然のようにして減少して使用料が少なくなるということを計算して、いわゆる今の速度でやってきたのかね、いろいろ今までの流れがあるかと思うのです。

その点におけるちょっと説明をですね、他の委員の説明も含めましてね、やっていただくと、さらにはっきりと分かってくるんじゃないかなと。

その点よろしくお願ひしたいな思います。

議長 この点について、いかがでしょうか。

事務局 簡単ではございますが、焼津市の下水道の成り立ちについてご説明いたします。

他都市と違うところと言いますと、焼津市の下水道の整備は非常にお金がかかるということでござい

ます。土地が平坦であるということは、下水道の水はいわゆる自然流下で流しておりますので、そのまま汚水を流しますとどんどん深くなってくると、処理場に近いところだと、例えば3 mとか5 mとかももっとずっと深いところに下水道の本管が入ってるというようなことがあります。さらに地下水位が高いということがございまして、下水道管を入れるのに「薬注」と言って、薬を打って水を止めて、それから上から掘っていったり、推進といって管を押ししたりしましたが、薬注が効かなくてですね、大量の薬を打っても水が止まらないというような状況があって、非常にお金がかかってきたというのが現状でございます。そういったことで他都市に比べて1 mあたりの下水道管を入れる単価がそもそも高いというような状況がございます。

それでも全国と同じように始めて一生懸命、今の範囲ぐらいまでを何とかやってきた状況です。もう一つの特徴として、区画整理で市街地が広がったという特徴もございます。区画整理と同時に下水道整備を行えた大村地区は良かったのですが、区画整理に囲まれて、区画整理を待っていたが故に下水道がそこから先に行かなくなったということがあります。

それが黒石川以南地区でございます。大きく区画整理をやっていたのですが、南部区画整理とかですね、今イオンがある辺りは発展してきたのですが、道原・下小田等イオン周辺には下水道が入っておりません。

なぜかという、今施工中の会下之島という区画整理がございまして、そちらが下流になるものから、下水道計画はそちらから、南部の区画整理地内は会下之島の方へ流れていってから下水処理場に流れるというような計画になっております。下流ができないので上流も入れられないというようなことになってしましまして、その内に区画整理が進むとそこに合併処理浄化槽がどんどん入るものですから、平成14年ごろ浄化槽法が変わりまして、合併浄化槽でなくて駄目ということになって、そこから一気に合併浄化槽が普及し始めました。その頃までに下水道整備に手をつけた浜当日や三ヶ名は最後までやり遂げましたが、その時に手を付けてなかったところは、これ以上やっても、もうその未普及地区のお宅が100万円以上で浄化槽を入れて翌年に下水道が来て「繋げろ」と言っても、「それは勘弁してくれ」という話になります。

今、最新の考えでは人口が減る中では、個別処理はそのうち人が住まなくなれば家ごと無くなるわけですから、下水道の場合は住民が抜けるとどんどん間引かれて、ますます効率は悪くなるということもございます。人口減少社会に関しては個別処理の方が有利ではないかという考えもあって、現在はたった20%しか普及しておりませんが、それでも2万・3万という人口が住んでおりますので、そういった中で何とか黒字になるよう、建替えや管路を更新するときには、ダウンサイジングといってサイズを小さくして、将来に見合ったような施設を作っていけば何とか黒字経営ができるんじゃないかと考えております。

今は、下水道施設を縮小していくことで、経営の効率化を図っていこうというような見通しを考えながら、そこへ行き着くまでの間、もうちょっと厳しいという状態がございまして、下水道の使用料改定が必要との結論に行き着くまでにいろいろな方法を検討して努力はしているところです。下水道使用料については政治的な要素も非常に多くて、赤字なのに上げないというところも多々あるものですから、資料にもあるように総務省の方からは経営が危ないのではないのかもう一度見直せということで、150円というようなご指導があり、それになるべく早く近づけてください、というような指導があるというようなことでございます。

簡単でございますけれど、そういったことでよろしいでしょうか。

委員
委員

分かりました。

12ページの「焼津市の公共下水道」というところで、昭和43年から汚水と雨水を排水するための公共下水道を整備しています。

今、事務局の方から、全体計画の 1,811ha という数字が出ました。このスライド資料 11 ページの図の説明をしていただくとありがたいです。

あとは使用料単価 112 円が 150 円というような話が出てますけども、そういうふうに、今、焼津のこの下水道事業の整備計画についての説明をしていただければありがたいですが。

事務局 図のオレンジ色の外側の大きな枠が全体区域になります。この枠は市街化区域とほぼ一致しております。

上の方は大覚寺・八楠の方まで含めまして、下の方がすみれ台の方まで含んでいる地域でございます。真ん中の白く抜けているところが、いわゆるアステラス製薬や赤阪鐵工所といった除外施設となっております。濃いピンク色の部分がまだ未整備でございます、それが昭和 50 年代ぐらいにやった石津の区画整理区域でございます。

前の川以南で、富士屋まで行かないところで、港学区の辺りです。下水道は黒石川を渡っていないものですから、そこが未整備になっております。

上は浜当目から、西は三ヶ名辺りまでの整備が終わってるということでございます。

委員 図のピンク色の部分は今後、整備をしていくということですね。

事務局 図の灰色とピンクの区域を合わせて 702ha が今、事業計画のあるところでございますが、ピンクの地区は整備しないということで地元説明をして納得をいただいているところです。いずれ計画は縮小していかないとけない地区でございます。550ha というのが整備済みの灰色の部分でございます。小さな字で申し訳なかったのですが、図の左下の方に全体計画区域 1,811ha とオレンジ色の太線と、赤の点線のところに事業計画区域の記載を小さな字で表記しています。

今回の検討をお願いするにあたりましては、灰色の区域の 550ha、この整備区域の中の使用料の検討をお願いいたします。

委員 はい、分かりました。ありがとうございました。

委員 とりあえず私の所はこの灰色の部分に入るものですから、35%の値上げ区域に入っていることになるのですが。一般家庭で 35%値上げというのもかなり大きな金額なんですね。裕福な家や一般の家は良いのですが、それよりも家計が厳しい家庭なんかで言いますと、かなり負担が重い。水道とか下水道というのは、お金持ちの家でもお金持ちじゃなくても、大体使う量というのは一般家庭によって、そんなに差がないんですね。ですので、家計に対する負担が違う形のところにグツとしわ寄せがいくわけですよ。その点が、35%って大きいなと思ったんですよ。どうかな、という思いが一つあります。

それともう一つ、昨今すごい値上げがずっと続いていますね。かなり値上げされて物が倍々に上がってしまっています。政府の政策でもお給料を上げようということで、すごく頑張ると思うのですが、ただその中で 10 年後に使用料 150 円という金額、35%引き上げ、ということで済むのかどうか、その頃になったら、また足りないから上げるよというような計画ではちょっとつらいかな、というふうに思うものですから、その辺をどのように考えてるか教えていただければと思います。

事務局 まず最初に、皆様は、今日の資料の中から、これはもう値上げありきかなと考えられて、そうした趣旨の発言だと思います。今回説明させていただきましたのは、下水道の経営戦略で、下水道事業の経営を健全にしていくためにはどうしたらいいかということをご検討いただきました。下水道事業側がどうするかということを検討した中では、経費節減をやっていくのはもちろんのこと、最終的には今そもそも下水を処理するにかかる費用ですら賄えないぐらいの使用料にしてあるので、そここのところに手を入れないと健全な経営はできませんよという、分析をした結果ということを資料としてお伝えしたものでございます。計画の中では経営を健全化させるには 10 年に 2 回上げなくてはならない、というのが妥当ではないかというお話をいただいてそれを経営戦略として策定したものです。

使用料改定ありきではないと言うと語弊がありますが、そういった見通しや計画がある中で審議会を開催し、検討していただくということは、一切それを払えないような、また、会社が潰れてしまうような使用料を設定して払えというのも難しいという中で、どの辺が妥当かということを検討していただくという審議会でございます。この後の世の中で、値上げの方向にずっと走ってってしまうのか、どこかでまた踏みとどまって下がっていくのかというのはなかなか見通しが見つからないですから、基本としては5年に1回見直すという考えでございます。

どんどん上がっていくかどうかというのはちょっと見通しがつきませんが、現状では上げないと難しいということと、逆に10年後に皆様の給料や会社の経営が黒字というような状況、景気が回復するようであれば、計画通り上げて皆様も懐事情的には痛くないのではということも考えられますので、先のことは申し訳ございません、はっきり申し上げられませんが、現段階においては、10年2回の値上げの方向ではございますが、そういった方向でいかないと経営的には厳しいということがあるという、検討した結果、経営戦略として出てるということをご説明させていただいたということで、ご理解いただければと思います。

またご意見として出していただければ、皆様と審議していく中で、本当は30%だが25%にしないと厳しいかなというような、そんなお話があらうかと思っておりますのでその辺りも真摯に受けとめる中で検討させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

議長 よろしいでしょうか。

まずは下水道事業の健全化、先ほども申し上げましたが、今私たちが受けている恩恵を、次世代にもきちんと繋いでいかなければならないという、下水道事業の健全化が大事なこととなります。経費回収率70%は低い状態であるということ認識しなければなりません。そういった意味で値上げの必要があると思っております。一度に大きな値上げを行ってしまうと、激変になりますので、ここ10年ぐらいのスパンで2回改定したらどうかという結論に至ったわけです。使用料体系は、これから先の議論ということになってきます。よろしいでしょうか。

委員 先ほど事務局がおっしゃったように、下水道全体計画に対しては、未整備で残ってる方が多いわけですよ。だけど、先ほどのお話ですと、一応もうそこはやらないで、合併浄化槽でいいんだよというような状況になると。やったところとやってない未整備のところね、そのままずっと行くような感じになるような話になるわけですけども、それでいいんですか。

事務局 今の考えでは、そういったことになる予定でございます。と、申しますのは先ほどお話し申し上げましたように、やはり焼津市で下水道を広げるとするのは非常に高コストである、ということが一つございます。

広めることは物理的には可能でございます。では何年かけてどれだけやるのかということがあります。仮に全部やるということになりますと、整備をするのに570億円かかるという試算がございます。それだけのお金を投資することが、正直難しい、というのが本音でございます。

もう一つ下水道は、国の補助金と起債、借金で行っています。今ちょうど下水道整備のピーク時の借入分の返済は過ぎたものですから、借金残高も一気に下がってきています。これからまた広げるとなると、同じように今度は借金が大きく積み上がって、人口減少していく、子・孫世代がその借金を負うこととなります。下水道整備を検討する中で、他に回すべきお金の使い道があるのではないかと考えた中で、下水道整備への投資はやめて、逆に合併浄化槽の補助金などの方へお金を回した方が有効ではないかと考えて、やっているところでございます。

委員 それはあなたの案ですか。

事務局 市の考えでございます。

委員 それは各地域で、今、未整備で残っているところに説明をして、みんな納得しているのですか。

事務局 計画自体変更ということ、今現在してません。言葉は悪いですが、「いつか整備する区域」ということになっていて、先ほどの説明のように、今、公に永久に整備しないよとは言えない状況ですが、今のところ、広げてくという考えはございません。それは平成 30 年度に市長の方から議会答弁の中で、これ以上広げないというような発言をされて新聞報道もされておりますので、そういう具体的にどこをということは言うておりませんが、今の整備範囲で止めるというような発言でされているということでございます。

委員 公共下水道が入っている人だけのいわゆる使用料値上げとことですね、簡単にいうと。

事務局 下水道使用者の使用料ということですね。

委員 なんか中途半端で終わったような感じになるよね。先に見通しがあればね。作る場合の経費がかかるからこうだよ、と時間をちょっとずらしてね、残っているところの先き行きの見通しというのは何もなくて、浄化槽を推進することになる。

事務局 合併処理浄化槽と公共下水道とコミプラを合わせまして令和 18 年に 95% ぐらいの汚水処理が進むということ。今から一生懸命何百億円をかけて下水道を整備しなくても、もちろん個人のお宅でお金を出すことにはなるのですが、汚水処理は合併処理浄化槽に対して補助金を出す中で、すごいスピードで進んでるということ。ですから、下水道を広げても繋げてくれなくては収入になりませんので、かえって事業を進めても喜ばれないというような事業になってしまう、という判断です。

委員 すいません、前回の審議会のときにはまだその答弁資料等がなかったですね。

事務局 はい、ございません。

委員 私も浄化槽をつけたばかりでした。下水道が通ること浄化槽から切り替え何百万もかかっている人がたくさんいる。それでも市街地の方はやったんですけども、今現在、市の公費はかなり下水道使用料の方に入っているようで、その辺の賄えない分をやはり、市民全体でこの下水道が整備された市の一部の 550ha 分の金額をかなり賄っているんです。そのことを解消するためにも、ちょっと負担を減らすためにも使用者側の負担をしなければいけない。

一般の浄化槽においても、一般家庭でもそれを管理するのに年間かなりの費用がかかる。結局、市の方で 570 億かければできるでしょうけど、個人の処理でやってもらいましょうという考え方に変わったというだけで、それを浄化槽が入っている一般家庭から下水処理のお金を税金として使うのは、ちょっとおかしな話なんですけど結局そういう話だった。その辺のところを理解して話を進めていかないとなぜ値上げするのかという話になる。うちはその地区にあるんだけど、公共下水道を使っていない方もいる。この施設があって、その辺のところの理解を共有しないと、話が進まなくて、止まっちゃうと。焼津の温泉は特に今その状況であります。やはり使用者側と市の負担がかなり大きく、市の負担をどのようにして減らそうか、そういう話が結構市の中でも昔からなあなあになっているらしく、行政の方から改善していこうよ、という話が出てます。それでこういうものが出てきてると思う。それにあってやはり行政がしっかりした数値というのを出してもらわないと先ほどの場所がわからないとか、そういうところが、プロジェクターに出したときに、ここはこうだ、と説明ができます。「ここはもうやらない地区です。」「それはいつ話がありました。」そういうふうにしていかないと、皆さん初めて来られた、初めて話に入ってきた方が、全然理解できないことになる。その辺の説明と、あと未来の想定です。その辺のところできっかり出して、これからも話の辻褄が合わなくなってくるのでお願いしたいと思います。以上です。

議長 はい、ありがとうございます。

では他にご質問はございますか。

委員 先ほどのご説明ですね、それから細かくやっていただいた、数字等々はですね、把握できたんですけど、私はですね、下水道使用料と、それから、維持管理のための費用ですね、これは相反するもので

ありまして、それにあとインフラ計画そういうものも加わってくるわけでございますよね。それで数字的にはこの年度ではこうですよというのは分かりますけれども、大きな施設あるいはインフラを行うのに、こういったものがありますよと、内容をお示ししていただくと非常に具体的にわかるものですからその辺はですね、ぜひお願いできればと、こういうふうに思っております。以上でございます。

議長 ありがとうございます。その点は、今回よろしいですか。

事務局 次回の説明で、よろしく願いいたします。

議長 それでは、次回よろしく願いいたします。他にご質問、ご意見はいかがでしょうか。

委員 実は経営戦略会議もちょっと参加させていただいたので、先ほど会長がおっしゃること、インプットされていたという部分があったものですから、私も未熟だったので終わったときにも上がるんだって、2回に分けて上がるんだってというので、今回ここに参加という話になった時、あれ？上がるって決定したんじゃないの？何の話をするんだらうって、そうした考えで参加したものですから、今日は本当に皆さんのいろいろな考え方を聞いたことで、それでちょっと満足してるんです。

合併浄化槽を使ってる方と、下水道を使ってる方とで、下水道使用料を払う払わない人ははっきり分かれますけれども、確かに他の委員がおっしゃったように、私が合併浄化槽を何年前に使うようにしたんです。それも維持費がかなりかかるんですよ。確かに補助金をいただいて設置したのですが、ただその数年前のときもなぜ浄化槽にしたのかというと、市役所では何の説明もやはりされなかったんですね。「でもいずれ下水道が通るんじゃないの」って言われて、ただそれまでは単独浄化槽だったから、なんかただ個人的に合併処理浄化槽の方がもしかしたらいいかもしれない。「単独でも構いませんよ」って話だったんですよ。だけど「合併にしておこう」と言うと、やはり「合併は高いから考えた方がいいよ」と、逆に反対されたくらいだったんですね。

なので今いろいろ話を聞いていても、やはりいろいろな分かっていることは発信していただきたいというのはありました。せっかく自分がそうしたのに、もう分かっていたのに、無駄なことをしてしまったり、先ほどおっしゃいましたよね。その何百万もかけたけど何でっていう話があったものですから。市の発信ができる限りのことは、していただければ助かるかなということだけしか今は思い当たらないのですが。

委員 初めてですね、このような会合に出席させていただいて、まず公共の下水道関係のですね、もうすでに整備をされた地区、そして整備をこれから行おうとする計画地区ですね、この辺の歴史的なもの、今後これらをどういうふうにして広げていくのかどうかそこをちょっと聞いたことがですね。下水道に関わる今までの経緯、流れ、これは今日初めて知ったというところなものですから、まずこれからですね、下水道使用料の問題、これからちょっと勉強させてもらいたいな、こんなふうに思いました。ありがとうございました。

議長 ありがとうございます。

たくさんのご意見を賜りまして本当にありがとうございます。行政へのいろいろな要望もたくさんいただきました。

これで下水道事業というものを形成していくために我々が考えなければならないこととして、使用料の値上げというものを、これから議論していく必要があるのではないかと、ということに関しましては、皆さんいかがでしょうか。同意していただけますでしょうか。

(異議なしを確認)

ありがとうございます。次回、おそらくその辺りの踏み込んだ内容が出てくるのではないかと思います。

公共下水道事業の現状と適切な下水道事業の在り方についての議論を終えまして、次回の日程について事務局より説明をお願いいたします。

事務局 (事務局より次回の日程及び会場の説明)

議長 ありがとうございます。何かご質問はありますでしょうか。

委員 水道庁舎はどこですか。
(水道庁舎の位置の確認)

(9) 閉会

議長 以上をもちまして、本日の会議は終了いたします。たくさんのご意見を賜りまして、ありがとうございました。今後ともよろしく願いいたします。では、進行を事務局にお返しいたします。

事務局 ご審議いただきありがとうございました。

また何かございましたら、直接事務局の方にお聞きいただくか、もしくは次回の審議会でもた改めてご質問をいただくということがございますのでよろしくお願い致します。

繰り返しになりますが、次回審議会を8月22日、月曜日の午後2時から水道庁舎2階で開催いたします。

また皆様に改めてご案内いたしますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

本日は以上でございます。

長時間にわたり、ありがとうございました。

(散会)